

## 過労死はなぜ絶えないか？——「働き方改革」の欺瞞を暴く

2016年12月4日

### 1. 過労死問題の事実と現状

#### ○電通過労自殺問題、等

- ・高橋まつりさん（2015.4入社、9月で試用期間終了し10月から本採用、インターネット広告を扱う部署に配属）、12/25社員寮からび降り自殺、16.9.30三田労基署は10月初旬から1ヶ月の時間外労働を105時間と認定、高橋さんの「自己申告」に基づく会社管理の時間外労働は月50時間以内に収まっていた。他の社員の証言では、電通では月によっては140時間という残業も普通にあるともいう。高橋さんは、上司からのパワハラ（「君の残業時間は会社にとっては無駄」「女子力がない」等）も受けていた。「はたらきたくない 1日の睡眠時間2時間はレベルが高すぎる」「もう体も心もズタズタだ」等。
- ・電通では1991年にも入社2年目の社員が自殺し、過労死を巡って最高裁まで争われ会社の責任が認められたが、教訓は生かされず。
- ・関電課長の過労自殺（4月）、高浜原発1・2号機再稼働に向けた「審査対応業務」（設計関係）、2月は月200時間の残業、3・4月も100時間前後。厚労省は「審査対応業務」を労基法の残業規制から適用除外を通達（2013年。当時申請があった原発が対象で高浜1・2号機は対象外）。

※電通労働組合や関電労働組合は今回の過労死事件について全く発言していない！

#### ・ワタミ過労自殺事件とその後

入社2ヶ月半の森美菜さん、月約140時間もの残業により過労自殺（2008.6）、労災認定（2012）、渡邊美樹自民党参院議員に（2013）、両親が会社側に「懲罰的慰謝料」を含む約1億5300万円の損害賠償を求める訴えを東京地裁に起こす（2013.12）、その後ブラック企業との社会的批判を受け2014-15と新卒社員の採用難や大量の店舗閉鎖、ワタミ側が約1億3千万円を支払い、謝罪することで和解が成立（2015.12）、ワタミ労組結成（2016.1、委員長は元販促企画部長の亀本伸彦）

※「生きるために働くのか、働くために生きるのか？」「働かされるために生きている」？

資本主義的労働の実態！！『過労自殺』（2014年、岩波新書、川人博）は戦前の例として製糸業地帯の諏訪・岡谷を控えた諏訪湖では女工の入水自殺が多発していたことに触れているが決して唐突なことではない（今も当時とさして変わりはない）。資料の『資本論』の記述も参照。

#### ○過労死問題の経過（「資料」参照）

資料からもある程度読みとれるように、経済のグローバル化や長期不況の中での規制緩和や市場原理主義の横行、さらには経済のサービス化の進行、労働組合の御用組合化や野党の体制内化、等々が背景としてあるのがわかる。

○過労死防止対策推進法（2014.6成立、同.11施行、2015.7「過労死防止対策大綱」閣議決定）と過労死白書（2016.10）…過労死等について調査研究し、それに基づき政府は防止対策の大綱を定め、「必要と認めるときは、法制上・財政上の措置を講ずる」

○厚労省「長時間労働削減推進本部」（厚労省労働基準局、2014.10～2016.4にかけ3回の会議）

## 2. 「働き方改革」とは何か？

○「一億総活躍社会」（GDP600兆円、希望出生率1.8、介護離職ゼロ）実現の目玉として今年1月頃から安倍が言い始め、9月27日には有識者を含む第1回の「働き方改革実現会議」が開かれた。毎月1回程度のペースで会議を開き年度内に方向性を出し、来年度には法制化していくという。なお、並行して「総理と現場との意見交換会」が開かれているが、これは現場の意見を聞くためというより幻想を広げるためのアドバルーン？（1回目は会社経営者、2回目は転職経験のあるキャリア労働者が対象、普通の労働者とは関係ない意見交換会？）

○主要なテーマ：

長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現、定年延長など高齢者の就労促進、そのほかテレワークの推進などによる柔軟な働き方の実現、等。

要するに、「誰もが生き生きと働ける社会」の実現を目指し、それによって人口減少社会の労働力も確保し、生産性も上げていく（GDP600兆円実現の一環）といった玉虫色のものであり、働く者をさらに追いつめることはあっても財界の利害を損なうようなものとは決してならないだろう。総じて、厚労省サイドで今まで取り扱ってきたものを官邸主導で大々的にアドバルーンを上げるといった感があり「屋上に屋を重ねる」だけではないのか。長時間労働の規制に関して言えば、残業時間の上限をどこまで下げられるか、「インターバル規制」も行うのか等が焦点になる（その他、罰則の強化や労働基準監督官の増員、割増率引き上げ、等）。

※「資料」にある安倍の挨拶の中には「世の中から非正規という言葉を一掃していく」とか「多様な働き方を可能にし」等の文言もあるが、これは何を意味するか？ 具体的には第2回会議での世耕産経大臣提出資料にあるような兼業・副業、フリーランスという名のフリーター創出やテレワーク等々？ なお、第1回の会議では榊原経団連会長とフューチャー〔株〕社長の金丸恭文が「残業代ゼロ法案」の早期成立を強く訴えている。

## 3. 「残業代ゼロ法案」「同一労働同一賃金推進法」「派遣法改正」を巡って

○「残業代ゼロ法案」（2015.4、閣議決定）

…正式には「高度プロフェッショナル制度」（年収1000万円程度以上で高度の専門知識を必要とする業務について、労働時間・休日・深夜の割増賃金等の規定を適用除外とする制度）と言われるが、2006年頃（第1次安倍政権）から「ホワイトカラー・エグゼンプション」として政府・財界が導入を策してきたものである。「裁量労働制」の職務枠を広げ、しかも残業代等を支払わなくても済むようにしようというものである。

○非正規雇用の拡大・実態と昨年の「派遣法改正」

- ・拡大と現状については「資料」参照
- ・全体として雇用の不安定性、賃金単価が安く昇級・賞与等もあまりない、社会保険の不適用、キャリアアップが難しい、など正社員と比べて労働条件が極端に悪い。
- ・昨年の「派遣法改正」の内容：

改正の眼目は、①専門26業務も含め労働者の同一事業所（組織単位）への派遣の上限を3年とする（専門26業務の労働者も3年で雇い止めとなる）、②同一事業所での派遣の受け入れは原則3年とするが（過半数組合の意見聴取により）延長が可能の二点である。つまり、今まで専門業務であるから無期限とされていた労働（システム開発、設計、通訳、財務、研究開発、デザイン、等々）にも「雇い止め」を課し、さらに同一業務でも3年ごとに人さえ変えれば何年でも派遣を使い続けることができるようにして、正社員も極力派遣に切り替えていこうとい

う政府・財界の意図が明白に貫かれている。

○「同一労働同一賃金推進法」

- ・民主党等の当初案の「職務に応じた待遇の均等の実現」という記述が「業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度その他の事情に応じた均等な待遇及び均衡のとれた待遇の実現」に変更。
- ・「働き方改革実現会議」でも西欧制度の研究を進めようとしているが、それを如何にして日本的雇用慣行とマッチさせていくかという視点である。つまり、(財界に配慮して)西欧の制度をさらに値引きして日本に導入しようというスタンスである。

欧米では「同一労働同一賃金」の原則が確立されているため(例、EUのパートタイム労働指令〔1997年〕やアメリカのペイ・エクイティ原則など)正規と非正規の極端な賃金格差はないとされ、これは主に産業別労働組合の存在が大きいとされている。しかし、労働の内容及種類(労働の質)が異なれば「同一労働」とは言えないわけだから格差の余地は残るし実際に欧米でも格差は拡大している。したがって欧米のような仕組みや「同一労働同一賃金」の原則を手放して美化することはできない。

4. 被搾取労働・被差別労働・賃労働を廃止し、「労働の解放」を実現しよう!

- ・36協定の締結状況に見られる長時間労働に対する労組の無頓着や電通問題等に対しても当該組合が全く発言していないといった現状。労働組合を闘う組合に強化していく必要がある。
- ・今年の派遣法改正に際して、野党(共産党を含め)は「正社員化の道が閉ざされる」「生涯非正規化法案だ」等々と非正規を“臨時的就業”のみに限り他は正社員化すれば問題が解決するかのよう主張。しかし、正社員は正社員で“剰余労働への資本の渴望”、つまり過重労働や長時間労働に苦しめられている現実がある。
- ・「同一労働同一賃金」に関して、野党案の「職務に応じた待遇の均等」(いわゆる「職務給」)と言おうが現推進法の「業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度その他の事情に応じた均等な待遇」と言おうが、ほとんどニュアンスの違いしかない。労働の真の解放のためには「同一労働同一賃金」だけではなく「労働(の量=労働時間と強度)に応じた分配」こそが求められるべきである。なお、ここで言う「労働の量に応じた分配」は「時間給」とは異なる。現在の日本や世界では基本的には労働時間に応じた支払(それに、労働の質=職種その他を加味して)が行われているように見えるが、実際には剰余労働分=利潤が資本家に搾取されている。だからこそ、資本家は剰余労働分を無際限に引き伸ばそう、賃金減資を引き下げようとさまざまな策動に耽るのだ。だから、被搾取労働・被差別労働・賃労働の廃絶こそが求められるべきである。
- ・過労死問題がクローズアップされたり「同一労働同一賃金」問題が議論されたりするようになってきていることは命までも奪う長時間労働や非正規労働の拡大、貧困の問題等が政府としても無視できなくなっていることを示している(つまり、何らかのポーズだけでも示さなければ権力を維持できない)。しかし、資本の体制を前提とした中途半端な改良や規制強化の要求だけでは限界があり安倍らと最後まで闘っていくことはできない。つまり、資本の体制を前提とする限りは資本の繁栄(利潤の十分な確保=好景気)こそが(労働者をも含めた)全国民・全社会の繁栄ということにならざるを得ない(トリクルダウン、等)のであり、逆にそれに制限を課し規制することは資本そのものを否定することにまで進まざるを得ない。剰余労働の搾取・収奪を目的とする資本による生産を廃止し(したがって「賃労働という働き方」も廃止し)、働く者が生産や労働の配置、分配を自ら共同で実施していく体制(社会主義)を目指した闘いの中でこそ資本の譲歩も勝ち取っていくことができる。